# 南丹市国民健康保険運営協議会

日 時 令和3年12月17日(金) 午後1時30分から午後3時

会 場 南丹市役所 2 号庁舎 3 階 301 号会議室

出席者

- 〇 被保険者代表 髙屋委員、原田委員
- 保険医及び保険薬剤師代表 高屋委員、竹中委員、鈴木委員
- 〇 公益代表 桂委員、榎原委員、谷口委員、北村委員
- 〇 被用者保険等保険者代表 森山委員
- 〇 事務局

今西市民部長、市民課 船越課長、山口課長補佐、渡邊主事 関係課:保健医療課 八田課長補佐

#### 会議録

### 1. 開会

〈諮問〉「令和4年度の国民健康保険税のあり方について」

国民健康保険条例施行規則第2条において、当運営協議会が市長の諮問により審議する事項の一つとして、保険税に関するものがある。令和4年度の国保税の算定に伴い、委員の皆様の意見をうかがう必要があるため、同規則に基づき諮問する。

## 2. あいさつ

会長: 令和4年度の国民健康保険税のあり方について議論していただきます。非常に大

事な議題ですので、皆さんのご意見を頂き、良い議論になるようにご協力願いま

す。

事務局:

規則第7条第1項の規定によりまして、会議の議長は会長が行うことになってい

ます。

## 〈出席状況の報告〉

事務局: 本日の欠席通告委員は、谷委員と辰巳委員のお二人となっております。シャウベッ

カー委員は、まだ、おみえになっていません。現在は 10 名のご出席となっております。規則第7条第2項の規定によりまして本協議会が成立していることをご報告いた

します。

## 〈会議録署名人の氏名〉

議長: 規則第9条第2項によりまして、髙屋芳子委員と竹中隆史委員を指名いたします。

(1) 「令和4年度南丹市国民健康保険税の方向性について」

事務局:

国保の運営体制について、ご説明します。

平成30年度から国保が、都道府県単位化になりました。京都府は、財政運営の責任主体になり、国保の安定的な運営を推進する存在になりました。南丹市は、府と連携し国保制度の運営を推進し、地域住民の方と身近な関係の中で、保険証の発行など資格管理、また国保税の決定と国保税の収納、保険給付、保健事業などを担っております。

国保財政の仕組については、平成30年度から府が国保の財政運営責任主体となったことに伴い、保険給付に必要な費用を府が全額市町村に支出し、市町村はそれらを賄う納付金を府に納めることになりました。京都府は財政運営の責任主体として、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮して納付金の金額を決定します。これにより市町村においては、医療費の不足を心配することはなくなり、国保財政も一定安定したということになります。しかしながら、国保の構造的な課題として、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、国保税が個人に対する負担が重いなどは依然として解消されていない状況となっております。

保険税率の決定の仕組みです。京都府は今の時期に令和4年度に京都府全体に必要になる保険給付費の推計を行います。府の財政上、保険給付費において不足する分を市町村に納付金として按分します。市町村は、この京都府から示された標準保険税率を参考に保険税率を決定します。

南丹市の国保の現状として、一般被保険者数を令和2年度と3年度の11月末と 比較しています。減少傾向が続いている状況となっており、令和4年度は団塊の世 代方が後期高齢者医療に移行されていきますので、更に減ると予測しています。

医療給付の状況として、療養給付費は、昨年度の同時期に比べると約1億1,361万円増加しております。療養費は、前年と比較して126万円減少しております。高額療養費は、前年と比較して2,080万円増加しております。

医療給付全体としては、前年と比較して 1 億 3,315 万円あまりが増加しております。令和 2 年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が多いと考えております。

健康対策についてです。被保険者の健康の保持、増進の取り組みを行っております。特定健診や保健指導、糖尿病重症化予防の取り組み、活動量計やスマホアプリなどを利用した健幸ポイントの事業の実施により、健康意識の向上や行動変容をはかる取り組みなどをしております。それによる医療費の抑制にもつながります。

11月下旬に京都府から次年度の納付金等の「秋の試算結果」について、報告がなされました。4年度については、納付金が今年度に比べて増加するとされています。増加に転じた変動要因に関しまして、受診控えが治まって医療費が大幅に増加したこと、前期高齢者交付金額の概算交付が大幅に減少することなどが見込まれております。また、2年度の府が国に返還する額が、増加する見込みとなっております。以上のことにより、納付金額は、今年度より増える見込みです。

納付金の試算は、約9億円になる見込みです。これを賄う歳入の保険税は、現状の保険税率で見込み、また滞納分の徴収とあわせまして、6億円の収入を見込んでおります。歳入額と歳出額を比較すると、約7,500万円の算入不足に見込みとなります。その様な状況でありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会情勢の中で、税率を上げることは困難ではないかと考えております。歳入不足については、基金より繰り入れることにより、現保険税率を据え置きができるのではないかと考えております。基金につきましては、令和2年度に基金を7,000万円あまりの積み立てを行いました。現在、2億6,700万円あまり積立金がある状況です。令和4年度の保険税の方向としましては、事務局の案としましては、基金を活用しまして税率を据え置きたいとするものです。

今後の予定です。2月上旬、府が市町村に対しまして、納付金額・標準保険税率 を提示がされ、こちらの方を公表することになります。2月上旬、南丹市国民健康 保険運営協議会として、今回あった諮問に対しまして、市長に答申を行います。3 月下旬、税率改正をする場合については、市議会にて審議する運びとなります。以上が今後の予定となっております。

委員: 歳出合計 42 億 900 万円の中で、保険給付費が 32 億 6,300 万円です。内訳を教え

てください。

事務局: 療養給付費が27億円程、療養費が3,000万円、高額療養費が4億2,000万円程度

となっております。出産育児一時金の方は 880 万円、葬祭費の方が 300 万円です。 精神結核附加は、500 万円。他、高額介護合算や移送費など見込んでおります。

委員: 令和3年の11月末現在で13億4,000万、療養給付費、1年通すと倍以上になる

ということですか。

事務局: 伸び率等積算したうえで、遅滞なく適切に払える額をと思ってます。次年度、医

療費については伸びるということで考えておりまして、1,1%の上昇率として考えております。今年度の実績と比較されると少し多めと感じられるかもしれません。

議長: 基金の残高が少しづつ右肩上がりで増えてきて、2億7000万円ぐらいですが、残高が増えてきたことがあって、現在の税率を据え置きする状況になっていると思う

同が唱えてさたことがあって、現在の標準を描え直さりる状況になっていると思うのですが、今後、どれだけの金額を維持しながら、可能ならば率を下げていくこと

についての見通しは、何かお持ちですか。

事務局: ここ数年、税率を据え置きさせていただいたなかで、一定積み立てができています。次年度は、少しても合われてばれために基合さは、アンスのも日本検討された。

す。次年度は、少しでも負担を下げるために基金を使っていくつもりで検討を進めた参りました。しかし、次年度の京都府の納付金が想定以上に多くの試算となりました。基金の積み立て状況をみながら、負担軽減をはかれるようにしたいという考

えは持っています。

議長: なかなかこれぐらいの基金残額でいうのが、試算が難しいと思うのですか、バランスをとっていただいて、税率を会後下げていくご検討をいただけるといいのかな

ンスをとっていただいて、税率を今後下げていくご検討をいただけるといいのかな

と思います。

他によろしいでしょうか。

(質問・意見無し)

それでは、この保険税の方向性については、「基金をうまく活用しながら、現税率

を次年度については維持据え置きする」ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

本日、確認していただきました国民保険税の方向性をもとに、次回の協議会では

保険税率について協議していただくことにします。

議事 2. 「国民健康保険税について (未就学児の均等割軽減)」

事務局 国民健康保険税は、すべての被保険者及び世帯にかかる医療保険分・後期高齢者 事場合の は 40 等から 64 等までの被保険者及び世帯にかかる 6 第保険公の2つの票

支援金分と 40 歳から 64 歳までの被保険者及び世帯にかかる介護保険分の3つの要素で構成され、その合計が世帯の保険税として世帯主を納税義務者として、お支払いしていただくことになります。また、南丹市ではそれぞれに世帯の所得に応じて算出される所得割、世帯の被保険者ごとに算出される均等割、世帯単位で算出される平等割により保険税が賦課されています。この内、所得割を応能割、均等割と平等割を応益割とも呼びます。また、軽減制度というところですけども、世帯の所得

の状況によって、応益割が7割、5割、2割と段階的に軽減する制度を備えています。これらの応能割の率、応益割の金額及び軽減の額は、南丹市国民健康保険税条例で規定して適用しています。未就学児の均等割軽減はここでいう医療保険分及び後期高齢者支援金分の未就学児分の均等割について、50%軽減するとしたものです。

具体的には、未就学児の均等割軽減は国において、子育て世帯の経済的負担軽減観点から法令の整理が行われ、令和4年4月1日から施行されます。医療保険分及び後期高齢者支援金分の未就学児分の均等割について50%軽減、ただし7割、5割、2割軽減の適用を受けている場合には適用後の額から50%軽減するという内容です。現行税率で例を挙げさせていただきますと7割軽減が適用されている、父、母、未就学児の3人世帯で全員が国保に加入している場合の医療保険分均等割について父は24,300円から7割軽減した額として、7,290円、母も同様に7,290円、未就学児は7割軽減された7,290円から更に半額となる3,635円、この合計の18,225円が医療保険分均等割額となるというものです。本軽減が国により公布され、令和4年度の国民健康保険税から適用されることとなったため、本市においても令和4年度国民健康保険税から適用できるよう条例を一部改正の上、3月議会に上程する予定にしています

議長: ご質問等ございましたらお願いします。

(質問・意見無し)

第2回南丹市国民健康保険運営協議会の議事を終了いたします。以後の進行につきましては、事務局方にお返しいたします。

4. その他

(1) 「府内保険料水準の統一に向けた取り組みについて」

事務局: 京都府の動きをご紹介させていただきたます。

京都府と各市町村の役割は、都道府県が平成30年度から財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や、効率的な事業の確保に国保の中心的な役割を担、市町村は、地域住民と身近な関係の中できめ細かな事業運営を引き続き行っていくということです。

広域化となり、京都府が財政運営の主体となりましたが、地域間の色々な違いによりまして、負担の公平性の観点からは、保険税が異なっていたり、医療機関にかかることのできる状況とか、そのような地域間の違いによって負担の公平性の観点からは、異なってることから負担の公平性が理解が得られにくいことがあります。国の納付金の算定ガイドライン中では、将来的には都道府県での保険料水準の統一を目指すことになっており、京都府の方では今年度から第2期国保運営方針において、納付金は各市町村の年齢調整後の医療費指数と所得水準を考慮して算定し、府内で統一の保険料率とせず、市町村の医療費水準等による異なる保険料率とすることにしてますが、市町村ごとの医療費水準や保険料水準に差があることを留意しながら、将来的には保険料の水準を統一することを目指して、保険料水準の統一に向けて課題等を整理していくということを明記いたしまして、今後その整理を行うこととしております。今後、京都府におきましても保険料の水準をどの様にしていこうかと議論がなされていくということです。委員の皆様方にはこの様な動きになることをご承知おきいただきたく、よろしくお願いします。

事務局: ただいま、保険料水準統一に向けた京都府の取り組みということでご報告させていただきました。何かご質問等ありましたら、受けさせていただきます。

委員: 京都府の方針での「将来的」と書いてある目安というのはありますか。

事務局:

そちらの方はまだ示されておりません。ただいまから課題の整理というところに入っていく段階で、この方針は3年間です。次の3年後に次のステップになるのではないだろうかとは思うのですが、明確にはわからない状況です。

他にはご質問よかったでしょうか。

委員:

事務局:

1人当たりの医療費や保険料の調定額等の水準に差があるということを明記されてますが、その水準の差というのは、どの様な要因で差が出ているのかお聞きしたいです。

事務局:

京都府の地図で各市町村の医療費1人当たりの年額の医療費をご覧ください。赤が 濃い色の方が高い。薄くなっていくほどに低いということになります。これには色々 な要因があると思います。近くの大きな総合病院がある、医療機関がたくさんあるな ど。

1人当たりの保険税調定額っていうのは、その地域・地域によって所得の差が出てくると思います。所得にかかる分がありますので、そういう意味では平均の所得が高い所が1人保険税が高くなることが考えられます。1人当たりの保険税調定額の水準に差があるのは、市町村ごとに保険税を決めているため調定額は変わってくると思います。全国的には都道府県単位で負担してもらう分を平準化していこうとしていますが、それぞれの市町村の状況が違うので、京都府はやっと調整を始めようとなったということです。全国的には年次を決めて、これぐらいまでには目標を達成しようと指針を出している都道府県もあります。京都府は3年間この状況でいきますので、その後の見直しの時に、どのような方向性を出されるのか見守っていかないといけないです。

委員:

医療費や保健事業、保険税率を一律する根拠になるのが、療養給付費ですか。

保健事業を一生懸命頑張って、医療費を抑えて医療費を下げていくことによって負担する保険税を下げられる。それが京都府下一緒になってしまったら、一生懸命頑張っている市町村はどうなんだということです。

予防活動が大切だという話と税率が京都府で平準化された時に、各市町村でされる 今独自でやっている取り組みをどこの市町村も京都府下だったら同じことがされて いくのか等、そんなことができるのでしょうか。逆に負担の公平性があれば、どこの 地域でも同じサービスが平等に受けられる環境でないと。医療機関数も違うと思いま す。その様な状況の中で保険税が統一されて、南丹市はどのようになるのかと不安が あります。

事務局:

かなりの方が疑問に思っていらっしゃると思います。そして、この議論が進まない 一因だと思います。うちは頑張って医療費を下げている、隣の町はいろいろなサービ スがうちよりは少ない、それなのに同じだけ負担しないといけないはどうなんだ、と いう不安等、理解ができないということで、統一化の協議が進んいでいないのは事実 です。今後、そういったことをどこまで払拭できるのか、議論はされるのだと思いま す。今まで一生懸命やっている保健事業を平準化されたら、どこかにあわせて下げる とか、今やっていない所は上げるとか、その様な単純な議論にはならないと思います。 当然、一生懸命やっている市町村には、手厚い財政支援などがあると思います。逆に もっとできるよう保健事業に対する交付金が増えるなど手立てはされると思います。

委員:

医療機関に関しても地域格差を無くしていただくとか、色んな要素があるのではないかと。保健事業に限らず、払う側からしたら国保税って金額が大きいです。できるだけ同じ環境で、その様な環境整理もしながら、理解を求められるようにしていただかないと、不安と不満はでてくると思います。

事務局: これから議論がされていくということで、このようなご意見を会議の場で伝え、な

るべく一定の所までは揃える必要があると、思います。これから議論を重ねて、良い 形に統一の方向が進めばと思います。

他はどうでしょうか。ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)

### (2) その他

委員:

京都府医師会の連絡会があり、各市町村の状況を資料でいただいた。そのなかで、南丹市に確認したいことがあります。

柔道整復師療養費は、骨折や脱臼、打撲等の場合に病院にかかられて、そのあと療養が必要という場合に、医師の依頼のもとに柔道整復師の人が施術を行います。本来は全額自己負担で払って、後で受けられた方が請求されて償還払いが基本です。それを柔道整復師については、普通の保険診療と同じように自己負担だけいただいて、あとは柔道整復師の方が請求するという保険診療と同じ扱いをしています。普通の肩こりであるとか、筋肉が疲れたとかいう場合のマッサージのようなものについては、保険適用にならない、全額自己負担です。保険者側で、それがきちんと確認できているかどうかを柔道整復師に照会する、それをしているかどうか。

また、「第三者行為求償」、交通事故などで病院にかかった時は、保険ではなく、全額自己負担なので、その様な事実を注出して、確認しているかどうか、確認したいと思います。

事務局

医療費適正化に努めていくというのが、保険者にとってとても大切なことで、適正化向けて力を入れているところではありますが、こちらの柔道整復療養費の照会については、できていないのが実際です。今もご意見いただきましたように、医療費を適正にしていくのは大事なことですので、この部分に関しては課題と感じているところですし、今後につきましても、取り組みを進められるようにしていきたいと思っています。第三者行為求償の損保協会との連携対応は、国保の中央会と損保会社が覚書きを締結しているということで、基本的にはどの市町村も連携はしているということです。ただ、南丹市が、令和2年8月から令和3年7月に×印がついているのは、該当する事例がなかったということで確認をさせていただいております。

委員: ケースがなかったということですね。

事務局: はい。

事務局:

保健事業で南丹市の健康課題としまして、運動習慣がない方が多く、皆さん車を使われるという課題がありました。健幸ポイント事業等、全市民の対象の中で、今年度はより客観的なデータを持って、結果と効果を実感できるように取り組んでいます。活動量計を持って、日々の歩数をデータを送信しながら、その効果について、検証する取り組みを今年度から始めました。今年度500人の募集で453人の応募があり、今後、その検証を行い、数年後には医療費の抑制などの結果が出せたらと思い頑張っていますので、その事業の紹介をこの場を借りてさせていただきました。

事務局: 次回の運営協議会の日程についてご連絡させていただきます。1月28日金曜日に開催を予定しております。次年度の保険税率について審議をいただきまして、市に答申

していく流れで考えております。

5. 閉会 あいさつ

副会長: 大事な税率の諮問ということでありましたけども、据え置きの方向ということを確認をしていただきました。いつまで続けていけるのか課題もあったかと思います。そ

の様なことも含めて、専門的な言葉のやり取りだけではなくて、普段の生活の中で感じる色んな疑問もこの場で出していただいて、より活発な会議になればと思います。 本日はどうもありがとうございました。